○文化庁の所掌に係る補助金等について、その交付に関する事務を文化庁長官に委任した件の一部を改正する件（**同**七二）　一二三
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（**同**七三）　一二三
○ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針（**文部科学・厚生労働**三）　一二五
○ヒトＥＳ細胞の樹立に関する指針の全部を改正する件（**同**四）　一二九
○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件（**文部科学・経済産業**五）　一三五
○交付金事務等交付金交付規則の一部を改正する規則を定めた件（**同**六）　一三〇
○雇用保険法施行規則第百十八条の三第五項第一号ロ及び第二号イ⑵に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（**厚生労働**二一五）　一三三
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき化学物質を優先評価化学物質として指定した件（**厚生労働・経済産業・環境**二）　一三四
○国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額を定めた件の一部を改正する件（**農林水産**六一八）　一三四
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件（**同**六一九）　一三五
○租税特別措置法施行令第十七条第二項第三号及び第三十九条の二十六第二項第三号の規定に基づき、農林水産大臣が認定する市場として認定した件の一部を改正する件（**同**六二〇）　一三六
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件の一部を改正する件（**経済産業**九〇）　一三六
○平成三十年国土交通省告示第五百二十三号の一部を改正する件（**国土交通**四九七）　一三九
○昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を改正する件（**同**四九八）　一四〇
○道路運送車両法施行規則第一号様式備考⑶及び第十二号様式備考⑶の規定に基づき、自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する件（**同**四九九）　一四一
○海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了した件（**同**五〇〇、五〇二）　一四二
○河川法の規定により指定区間を変更する件（**同**五〇一）　一四二
○平成二十七年国土交通省告示第五百二十六号の一部を改正する件（**同**五〇三）　一四三
○阪神高速道路株式会社が高速道路の管理等の事業を営む大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等を指定する告示の一部を改正する件（**同**五〇四）　一四六
○高速自動車国道に関する件（**同**五〇五）　一四七
○自動車型式指定規則第十三条の規定により申請書その他の書面を国土交通大臣又は独立行政法人自動車技術総合機構に提出しようとする者が当該書面に適切に実施した試験の結果に基づく記載その他の正確な記載をしたことを誓う旨の宣誓書の様式を定める告示（**同**五〇六）　一四七
○ＥＴＣ二・〇車載器登録規程（**同**五〇七）　一四九
○平成十一年防衛庁告示第四十九号の一部を改正する件（**防衛**七六）　一四九
○平成二十三年防衛省告示第七十三号の一部を改正する件（**同**七七）　一四九
○道路に関する件（**東北地方整備局**九六、九七）　一五〇
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一五二～一五七）　一五〇
○道路に関する件（**同**一五八～一六五）　一五二
○道路に関する件（**北陸地方整備局**六二）　一五二
○道路に関する件（**中部地方整備局**五九～六三）　一五二
○道路に関する件（**近畿地方整備局**六二～七一）　一五三
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**四四）　一五四
○道路に関する件（**四国地方整備局**五一）　一五四
○道路に関する件（**九州地方整備局**五一）　一五五
○都市計画に関する件（**北海道開発局**四六）　一五五
○道路に関する件（**同**四七～四九）　一五五

〔官庁報告〕

官庁事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第三条第二十号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）　一五五
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（同）　一五六
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一〇）　一五六
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、人事院公示の廃止に関し、決定した件（同一一）　一五七
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成十年人事院公示第一五号の一部改正に関し、決定した件（同一二）　一五七
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一五七
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一五七
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一五八
北海道開発局公示（北海道開発局）　一五八

（以下次のページへ続く）